

第17回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2024年3月27日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております）

場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい）

議案

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)2名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額の設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件 |
| 第7号議案 | 取締役(監査等委員である取締役、社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬の額及び内容の一部改定の件 |

フロンティア・マネジメント株式会社

証券コード 7038

企業理念

クライアントの利益への貢献

企業価値の向上を図ることで、クライアントの利益に貢献します。

ステークホルダーの利益への貢献

バランスの取れたソリューションの提供により、株主・経営者・従業員・取引先・顧客・債権者等ステークホルダーの利益に貢献します。

社会への貢献

顧客企業の提供する価値（財・サービス）の向上を図ることで、社会に貢献します。

代表挨拶



代表取締役 大西 正一郎

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第17回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社は、「クライアントの利益への貢献」「ステークホルダーの利益への貢献」「社会への貢献」を企業理念として持続的成長を実現するとともに、クライアントの事業特性に応じた最適なサービスを提供し、企業価値向上の結果実現を支えるグローバルな独立系プロフェッショナルファームを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 7038
2024年3月11日

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号
フロンティア・マネジメント株式会社
代表取締役 大西 正一郎

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.frontier-mgmt.com/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認下さい。)



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7038/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「フロンティア・マネジメント」又は「コード」に当社証券コード「7038」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送下さるか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2024年3月26日（火曜日）午後6時までには到着するよう議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月27日(水曜日) 午前10時(受付開始予定 午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター

3. 目的事項 報告事項

- 第17期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第17期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)2名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額の設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役、社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬の額及び内容の一部改定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出願います。
 - 議事資料として「本招集ご通知」を、当日会場までご持参下さいませようお願い申し上げます。
 - 当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主様である必要がございます。代理人として行使する議決権行使書及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出下さい。
 - 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知下さい。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 会社法改正により、電子提供措置事項について上記インターネット上の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「会社の新株予約権に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制の概要」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**下さい。

日時 2024年3月27日(水曜日) **午前10時** (受付開始：午前9時30分)

書面（郵送）で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

行使期限 2024年3月26日(火曜日) **午後6時到着分まで**

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力下さい。

行使期限 2024年3月26日(火曜日) **午後6時入力完了分まで**

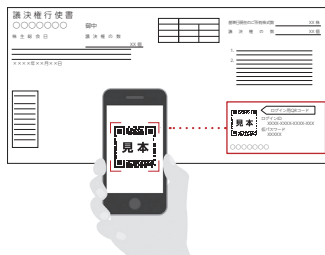
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

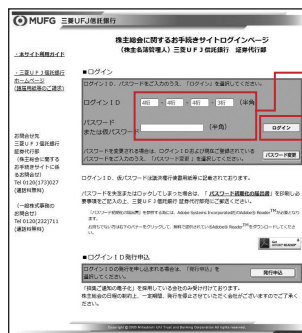
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、当社グループの将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき 41円 といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、 480,460,714円 となります。 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2024年3月28日 |

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能のより一層の強化と、業務執行の機動性向上により、コーポレート・ガバナンスの更なる充実と持続的な企業価値向上を図ることを目的に、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 上記各変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 法令又は定款に定める事項のほか、当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第1条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 法令又は定款に定める事項のほか、当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程</u>による。</p>

現行定款	変更案
<p>第12条～第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第12条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として、又は増員により選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、前任者又は他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>④ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任の監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第26条 当社は取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 代表取締役全員に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が代表取締役の業務を代行する。</p> <p>④ 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第27条 取締役会は、あらかじめ取締役会において定めた順位により代表取締役が招集し、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第26条 当社は取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 代表取締役全員に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>が代表取締役の業務を代行する。</p> <p>④ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第27条 取締役会は、あらかじめ取締役会において定めた順位により代表取締役が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u> 第29条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略) 第29条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 <u>(監査役及び監査役会の設置、員数、権限及び選任の方法)</u> 第31条 当会社に、監査役及び監査役会を置くものとし、その員数は4名以内とする。 ② 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第30条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会議事録) 第31条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第5章 監査等委員会 <削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>② <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(報酬)</u> 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第35条 <u>監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u> ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の決議)</u> 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会議事録)</u> 第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規則)</u> 第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の設置及び常勤の監査等委員)</u> 第32条 <u>当会社に監査等委員会を置くものとする。</u> ② <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の1週間前までに発する。但し、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第35条 監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名を行う。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第40条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(報酬) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第44条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>
<p><新設></p>	<p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第17回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第3号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件**

取締役（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く）2名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の選任につきましては、任意の指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会にて候補者を決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における 現在の地位	取締役会 出席状況	在任年数 (本総会終結時)
1	おおにし しょういちろう 大西 正一郎 再任	代表取締役	14/14 (100%)	17年
2	にしはら まさお 西原 政雄 再任	取締役	10/10 (100%)	1年

候補者番号

1

おおにし しょういちろう
大西 正一郎

再任



生年月日

1963年9月25日

所有する当社の株式数

2,179,458株

在任年数

17年

取締役会出席状況

14/14 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1992年4月 奥野総合法律事務所（現弁護士法人奥野総合法律事務所）入所
1997年4月 同事務所 パートナー弁護士
2003年6月 株式会社産業再生機構入社
2003年11月 同社 マネージングディレクター
2004年1月 三井鉱山株式会社（現日本コークス工業株式会社） 社外監査役
2004年6月 カネボウ株式会社 社外取締役
2005年3月 株式会社ダイエー 社外取締役
2007年1月 奥野総合法律事務所 カウンセル弁護士（現任）
2007年1月 当社設立 代表取締役就任（現任）
2008年4月 松本電気鉄道株式会社（現アルピコ交通株式会社） 取締役
2012年9月 フロンティア・ターンアラウンド株式会社 代表取締役社長
2016年7月 同社 代表取締役会長
2017年11月 FCDパートナーズ株式会社 代表取締役（現任）
2020年6月 東京電力ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
2022年4月 フロンティア・キャピタル株式会社 代表取締役共同社長
2022年9月 同社 代表取締役社長CEO兼COO（現任）

重要な兼職の状況

フロンティア・キャピタル株式会社 代表取締役社長CEO兼COO
FCDパートナーズ株式会社 代表取締役
東京電力ホールディングス株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由

候補者は、当社の創業者として長年に亘り当社グループ全体の経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献しております。今後も、実績、能力及び企業経営者としての豊富な経験をもとに、当社を適切に経営することが期待できると判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

招集通知

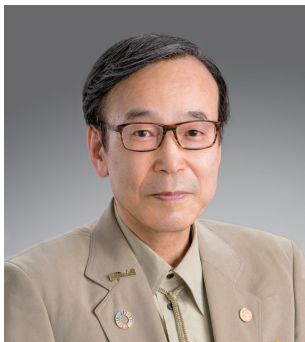
株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告



略歴、当社における地位及び担当

1975年 4月 大蔵省入省
2004年 7月 金融庁 検査局長
2007年 7月 同庁 監督局長
2008年 7月 証券取引等監視委員会 事務局長
2009年 8月 民間都市開発推進機構 専務理事
2013年 6月 全国地方銀行協会 副会長専務理事
2022年 8月 当社 顧問
2023年 3月 当社 取締役（現任）

重要な兼職の状況

生年月日

1951年5月18日

所有する当社の株式数

320株

在任年数

1年

取締役会出席状況

10/10 (100%)

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

取締役候補者とした理由

候補者は、金融庁、民間都市開発推進機構及び全国地方銀行協会の要職を歴任した中で培われた財政・金融政策における豊富な経験と、地方銀行業界等に関する深い識見を活かして、当社の企業価値の向上に貢献しております。今後も、これまで培ってきた経験と知見を活かして、当社を適切に経営することが期待できると判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における現在の地位	取締役会出席状況	在任年数 (本総会終結時)
1	うめもと 梅本 たけし 武	新任	社外監査役	14/14 (100%)	12年 (監査役)
2	おおすぎ 大杉 かずひと 和人	再任 社外 独立	社外取締役	14/14 (100%)	5年 (取締役)
3	うのとろ 鵜瀬 けいこ 恵子	再任 社外 独立	社外取締役	14/14 (100%)	3年 (取締役)
4	みなみ 南 ひかる 晃	新任 社外 独立	—	—	0年

候補者番号

1

う め も と
梅本
た け し
武

新任



生年月日

1950年6月8日

所有する当社の株式数

40,000株

監査役在任年数

12年

取締役会出席状況

14/14 (100%)

監査役会出席状況

15/15 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1973年3月 株式会社イトーヨーカ堂入社
1992年11月 同社 証券総括マネージャー
1998年1月 同社 資金証券部総括マネージャー
2004年1月 株式会社アイワイバンク銀行（現株式会社セブン銀行）事業開発部部长
2005年7月 同行 総務部部长
2006年5月 同行 企画部部长
2007年10月 同行 監査役室長
2011年6月 同行 監査役室審議役
2012年2月 当社 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

—

監査等委員である取締役候補者とした理由

候補者は、長年に亘る監査業務の経験を活かして、当社の社外監査役として経営の監視や適切な助言を行う等、当社の企業価値の向上に貢献してまいりました。社外監査役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。今後は、これまで培ってきた経験を活かして、業務執行の適正確保を担う監査等委員である取締役として職務を遂行することが期待できると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

おおすぎ かずひと
大杉 和人

再任

社外

独立



生年月日

1953年7月31日

所有する当社の株式数

0株

取締役在任年数

5年

取締役会出席状況

14/14 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1977年4月 日本銀行入行
1986年11月 B I S (国際決済銀行) エコノミスト
1999年6月 日本銀行松本支店長
2001年5月 日本銀行大阪支店副支店長
2003年5月 株式会社産業再生機構 R M統括シニアディレクター
2005年7月 日本銀行金融機構局審議役・金融高度化センター長
2006年5月 日本銀行検査役検査室長
2007年4月 日本銀行政策委員会室長
2009年4月 お茶の水女子大学客員教授
2011年9月 日本銀行監事
2015年10月 日本通運株式会社警備輸送事業部顧問
2016年4月 当社 非常勤顧問
2016年6月 日本写真印刷株式会社 (現N I S S H A株式会社) 社外取締役 (現任)
2018年8月 当社 社外取締役 (現任)
2021年6月 株式会社群馬銀行 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

N I S S H A株式会社 社外取締役
株式会社群馬銀行 社外取締役

監査等委員である取締役候補者とした理由

候補者は、日本銀行及び株式会社産業再生機構の要職を歴任した中で培われた経済、金融及び事業再生の深い識見を活かして、社外取締役として様々な提言を行う等、当社の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化等、当社の企業価値の向上に貢献しており、今後も、これまで培ってきた経験や識見を活かして、当社の経営の監督等、その職務を適切に遂行することが期待できると判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、当社の監査等委員である社外取締役として、業務執行から独立した客観的な立場で経営を監査・監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待しております。

また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定する予定です。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

募集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3 ^{うの} ^{とろ} ^{けい} ^こ
鶉 瀨 恵子

再任

社外

独立



生年月日

1954年10月26日

所有する当社の株式数

0株

取締役在任年数

3年

取締役会出席状況

14/14 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1977年 4月 公正取引委員会事務局 入局
2000年 4月 専修大学大学院経済学研究科 非常勤講師
2004年 6月 公正取引委員会事務局 首席審判官
2007年 1月 公正取引委員会事務局 取引部長
2008年 6月 公正取引委員会事務局 官房総括審議官
2011年 1月 公正取引委員会事務局 経済取引局長
2012年 11月 弁護士法人大江橋法律事務所 アドバイザー
2013年 4月 東洋学園大学現代経営学部 教授
2013年 6月 オリパス株式会社 社外取締役
2015年 3月 株式会社ブリヂストン 社外取締役
2019年 6月 三愛石油株式会社 (現三愛オブリ株式会社) 社外取締役 (現任)
2019年 12月 規制改革推進会議投資等WG 専門委員
2020年 4月 東洋学園大学現代経営学部 特任教授
2020年 4月 オーエス株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2020年 8月 株式会社オオバ 社外取締役 (現任)
2021年 1月 公安審査委員会 委員 (現任)
2021年 3月 当社社外取締役 (現任)
2022年 9月 東京都公立大学法人 監事 (現任)
2024年 1月 T&K法律事務所 顧問 (現任)

重要な兼職の状況

三愛オブリ株式会社 社外取締役、株式会社オオバ 社外取締役、公安審査委員会 委員、東京都公立大学法人 監事

監査等委員である取締役候補者とした理由

候補者は、公正取引委員会の要職を歴任した中で培われた経済法・競争政策及び企業コンプライアンスの深い識見を活かして、社外取締役として様々な提言を行う等、当社の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化等、当社の企業価値の向上に貢献しており、今後も、これまで培ってきた経験や識見を活かして、当社の経営の監督等、その職務を適切に遂行することが期待できると判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、当社の監査等委員である社外取締役として、業務執行から独立した客観的な立場で経営を監査・監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待しております。

また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定する予定です。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。



生年月日

1957年2月25日

所有する当社の株式数

0株

在任年数

一年

取締役会出席状況

—

監査役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

- 1979年4月 丸紅株式会社入社
2010年4月 同社 執行役員、金融・物流・情報部門長
2013年4月 同社 常務執行役員、情報・金融・不動産部門長
2015年4月 同社 常務執行役員、CAO、CIO、監査部担当役員補佐、コンプライアンス委員会委員長、内部統制委員会委員長、IT戦略委員会委員長、投融資委員会副委員長
2015年6月 同社 代表取締役 常務執行役員、CAO、CIO、監査部担当役員補佐、コンプライアンス委員会委員長、内部統制委員会委員長、IT戦略委員会委員長、投融資委員会副委員長
2017年11月 同社 代表取締役 常務執行役員、CAO、CIO、監査部担当役員補佐、新社屋プロジェクト室担当役員補佐、コンプライアンス委員会委員長、内部統制委員会委員長、IT戦略委員会委員長、投融資委員会副委員長
2018年4月 同社 代表取締役 常務執行役員、生活産業グループCEO
2018年6月 同社 常務執行役員、生活産業グループCEO
2019年4月 同社 常務執行役員
2019年6月 同社 監査役

重要な兼職の状況

—

監査等委員である取締役候補者とした理由

候補者は、丸紅株式会社入社以来、主に財務・経理・物流・情報・不動産関連業務に従事し、常務執行役員及び代表取締役を経て、監査役を務めてきました。これまでの業務経験を通じた財務及び会計に関する専門知識、総合商社の経営全般・グローバルな事業経営に関する知見をもとに、今後当社の企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

選任後は、当社の監査等委員である社外取締役として、業務執行から独立した客観的な立場で経営を監査・監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄っていただくことを期待しております。

また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定する予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大杉和人氏、鵜瀬恵子氏及び南晃氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、大杉和人氏及び鵜瀬恵子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。また、南晃氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との間で、新たに同内容の責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 大杉和人氏、鵜瀬恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 南晃氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

(ご参考)

第3号議案及び第4号議案が承認された後の取締役のスキル・マトリックス

氏名	属性	企 業 経 営	経 済	財 務 計 画	企 業 投 融 資	法 務 リ ス ク 管 理	営 業 マ ー ケ テ ィ ン グ	グ ロ ー バ ル	環 社 境 会
大西 正一郎		●			●	●	●		●
西原 政雄			●	●	●				●
梅本 武 (監査等委員)			●	●	●				
大杉 和人 (監査等委員)	社 外 独 立		●	●	●			●	
鵜瀬 恵子 (監査等委員)	社 外 独 立		●			●			●
南 晃 (監査等委員)	社 外 独 立	●		●	●		●	●	

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額の設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行するため、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額を、**年額350,000千円以内**とさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額には、従来どおり使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものとします。

また、当社は、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、2024年2月14日開催の取締役会において、第2号議案「定款一部変更の件」、本議案及び第7号議案「取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の額及び内容の一部改定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、「取締役報酬の決定方針」の変更を決議により決定しております。その概要は後記30頁～32頁に記載のとおりですが、本議案は、当該変更後の方針に沿って取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等を決定するために必要かつ合理的なものとなっております。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、当社の取締役会において決定することといたします。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）2名の選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く）は2名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の職責に相応しい水準とするため、監査等委員である取締役の金銭報酬の額を**年額55,000千円以内**とさせていただきたいと存じます。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、今後の取締役会の構成、監査等委員である取締役の職責その他諸般の事情を勘案したものであり、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定していることから、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案に係る決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、その効力が発生するものとします。

(ご参考)

現行制度		改定案	
金銭報酬（上限）		金銭報酬（上限）	
取締役の金銭報酬	400,000千円	取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬	350,000千円
監査役の金銭報酬	50,000千円	監査等委員である取締役の金銭報酬	55,000千円
譲渡制限付株式報酬（上限）		譲渡制限付株式報酬（上限）	
株式報酬A	100,000千円	株式報酬A	130,000千円
株式報酬B	50,000千円	株式報酬B	65,000千円
合計	600,000千円	合計	600,000千円

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く） に対する譲渡制限付株式報酬の額及び内容の一部改定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社の社外取締役を除く取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬として新たに設定するとともに、さらなる企業価値の向上を図るため、本制度の内容を一部改定することについて、ご承認をお願いするものであります。

具体的には、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額の設定の件」においてご承認をお願いしております金銭報酬の額とは別枠として、（i）単年度の連結業績と連動する**株式報酬A**として発行又は処分される当社の普通株式の総額は、**年額130,000千円以内**、その総数は、**年間90,000株以内**、（ii）中長期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に連動する**株式報酬B**として発行又は処分される当社の普通株式の総額は、**年額65,000千円以内**、その総数は、**年間45,000株以内**とすることについて、ご承認をお願いするものであります。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、任意の指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、当社の取締役会において決定することといたします。

なお、本議案に係る決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、その効力が発生するものとします。

1. 本制度の主な改定内容

(1) 単年度業績連動型報酬の改定

改定前	改定後
<p>単年度業績連動型報酬（現金賞与及び株式報酬A）は、単年度の連結業績と連動するものであり、当社の単年度の実績等に基づいて報酬額を決定し、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、毎事業年度の業績確定後、決定した報酬額を現金賞与及び譲渡制限付株式（株式報酬A）により支給します。</p> <p>各対象取締役の単年度業績連動型報酬の構成比率は、現金賞与が2/3、株式報酬Aが1/3とします。</p> <p>連結業績の指標としては、<u>連結営業利益等</u>を基本指標とし、各対象取締役の単年度業績連動型報酬の支給額は、業績貢献度及び対象取締役の報酬限度額等を踏まえ決定します。</p>	<p>単年度業績連動型報酬（現金賞与及び株式報酬A）は、単年度の連結業績と連動するものであり、当社の単年度の実績等に基づいて報酬額を決定し、取締役（<u>監査等委員である取締役、社外取締役</u>を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、毎事業年度の業績確定後、決定した報酬額を現金賞与及び譲渡制限付株式（株式報酬A）により支給します。</p> <p>各対象取締役の単年度業績連動型報酬の構成比率は、現金賞与が1/2、株式報酬Aが1/2とします。</p> <p>連結業績の指標としては、<u>株価上昇率、フロンティア・キャピタル株式会社を除く連結当期純利益額</u>を基本指標とし、各対象取締役の単年度業績連動型報酬の支給額は、業績貢献度及び対象取締役の報酬限度額等を踏まえ決定します。</p>
<p>【本項目の改定理由】監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象とする本制度を、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）を対象とする制度として新たに設定するものです。また、単年度インセンティブとしての株式報酬の割合を一層高める等の改定をしております。なお、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職責に鑑み、本制度の対象外としております。</p>	

(2) 中長期業績連動型報酬の改定

改定前	改定後
<p>中長期業績連動型報酬（株式報酬B）は、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に連動するものであり、対象取締役に対して、毎事業年度の期初に役位に応じた報酬基準額に基づいて譲渡制限付株式（株式報酬B）を支給します。原則として、中期経営計画の対象期間の終了後、当該対象期間中に付与した当該株式について、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて譲渡制限の解除を行う株式数を決定します。</p> <p>なお、<u>2021年から2023年までの間の中期経営計画に係る経営目標の指標としては、連結売上高成長率、連結営業利益率、及び、連結ROE等の達成度を挙げております。今後、新しい中期経営計画が策定された場合には、当該経営目標の指標は取締役会の決議により変更されることがあります。</u></p>	<p>中長期業績連動型報酬（株式報酬B）は、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に連動するものであり、対象取締役に対して、毎事業年度の期初に役位に応じた報酬基準額に基づいて譲渡制限付株式（株式報酬B）を支給します。原則として、中期経営計画の対象期間の終了後、当該対象期間中に付与した当該株式について、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて譲渡制限の解除を行う株式数を決定します。</p> <p>なお、<u>2024年から2026年までの間の中期経営計画に係る経営目標の指標としては、株価上昇率、フロンティア・キャピタル株式会社を除く連結当期純利益額、及び、フロンティア・キャピタル株式会社を除く連結ROEの達成度を挙げております。今後、新しい中期経営計画が策定された場合には、当該経営目標の指標は取締役会の決議により変更されることがあります。</u></p>
<p>【本項目の改定理由】2024年から2026年までの間の当社中期経営計画に係る経営目標の指標として、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております業績達成条件の内容等について改定するものです（株式報酬Bの報酬額及び株式数の上限は、下記(4)のとおりです。）。なお、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職責に鑑み、本制度の対象外としております。</p>	

(3) 単年度の連結業績と連動する株式報酬Aの報酬額及び株式数の上限の改定

改定前	改定後
株式報酬Aの額の上限：年額100,000千円以内 本割当株式の数の上限：年間40,000株以内	株式報酬Aの額の上限：年額130,000千円以内 本割当株式の数の上限：年間90,000株以内
【本項目の改定理由】対象取締役の報酬を市場競争力のある水準とし、インセンティブとしての株式報酬の割合を一層高めることで、経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に対する貢献意識をこれまで以上に高めることを目的として、本制度において当社が拠出する金員の上限を改定するものです。また、対象取締役に付与される株式数（「本割当株式」の定義は「3. 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬の内容について」に記載のとおりです。）の上限についても、直近の株価動向等を考慮のうえ、改定を行うものです。	

(4) 中長期業績連動型報酬（株式報酬B）の報酬額及び株式数の上限の改定

改定前	改定後
株式報酬Bの額の上限：年額50,000千円以内 本割当株式の数の上限：年間20,000株以内	株式報酬Bの額の上限：年額65,000千円以内 本割当株式の数の上限：年間45,000株以内
【本項目の改定理由】対象取締役の報酬を市場競争力のある水準とし、インセンティブとしての株式報酬の割合を一層高めることで、経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に対する貢献意識をこれまで以上に高めることを目的として、本制度において当社が拠出する金員の上限を改定するものです。また、対象取締役に付与される株式数（「本割当株式」の定義は「3. 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬の内容について」に記載のとおりです。）の上限についても、直近の株価動向等を考慮のうえ、改定を行うものです。	

2. 取締役報酬の決定方針の概要

当該決定方針の内容は、2024年2月14日開催の取締役会決議の後、同年3月27日開催の2023年12月期定時株主総会において定款変更及び役員報酬にかかる各議案が決議されることを条件として発効します。

(1) 基本方針

企業理念を実践し、短期的な業績目標の達成、中長期的な業績目標の達成及び持続的な企業価値の向上に資する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とします。

ステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とします。

(2) 報酬構成

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除きます。）の報酬は、上記基本方針に掲げられた要素のバランスを取りながら、固定報酬である基本報酬と、業績に応じて変動する単年度業績連動型報酬及び中長期業績連動型報酬で構成します。

監査等委員である取締役、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成します。

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除きます。）の各業績連動型報酬の基本報酬に対する報酬構成比率は、役員区分に応じて決定します。

(3) 基本報酬

取締役に対して、固定報酬である基本報酬を月次で支給します。

基本報酬額は、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除きます。）については、担当する職務内容、責任範囲、在勤年数、短期・中長期業績への貢献度、企業価値の向上への貢献度等を加味し、同業他社水準を考慮し決定します。

監査等委員である取締役、社外取締役については、職責及び他社水準を考慮し決定します。

(4) 単年度業績連動型報酬

単年度業績連動型報酬（現金賞与及び株式報酬A）は、単年度の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等と連動するものであり、当社の単年度の実績等に基づいて報酬額を決定し、対象取締役に対し、毎事業年度の業績確定後、決定した報酬額を現金賞与及び譲渡制限付株式（株式報酬A）により支給します。

各対象取締役の単年度業績連動型報酬の構成比率は、現金賞与が1/2、株式報酬Aが1/2とします。

連結業績の指標としては、株価上昇率、フロンティア・キャピタル株式会社を除く連結当期純利益額を基本指標とし、各対象取締役の単年度業績連動型報酬の支給額は、業績貢献度及び対象取締役の報酬限度額等を踏まえ決定します。

単年度業績連動型報酬（株式報酬A）の内容の概要は、「3. 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬の内容について」に記載のとおりです。

(5) 中長期業績連動型報酬

中長期業績連動型報酬（株式報酬B）は、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に連動するものであり、対象取締役に対して、毎事業年度の期初に役位に応じた報酬基準額に基づいて譲渡制限付株式（株式報酬B）を支給します。原則として、中期経営計画の対象期間の終了後、当該対象期間中に付与した当該株式について、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて譲渡制限の解除を行う株式数を決定します。

なお、2024年から2026年までの間の中期経営計画に係る経営目標の指標としては、株価上昇率、フロンティア・キャピタル株式会社を除く連結当期純利益額、及び、フロンティア・キャピタル株式会社を除く連結ROEの達成度を挙げております。今後、新しい中期経営計画が策定された場合には、当該経営目標の指標は取締役会の決議により変更されることがあります。

中長期業績連動型報酬（株式報酬B）の内容の概要は、「3. 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬の内容について」に記載のとおりです。

(6) 報酬ガバナンス

取締役報酬（基本報酬、単年度業績連動型報酬、中長期業績連動型報酬）は、任意の指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定します。

重大な会計不正や巨額損失等の一定の事由が発生した場合は、役員毎の責任に応じ支給済みの株式報酬A及び株式報酬Bの全部又は一部を無償返還する旨のクローバック条項を設定します。

3. 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬の内容について

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しないで当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

当社は、対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結します。対象取締役は、本割当契約に定める一定の期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）中は、本割当契約によって交付された株式（以下「本割当株式」といいます。）について、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」といいます。）をすることができないものとします（以下、この譲渡等の制限を「譲渡制限」といいます。）。

	株式報酬A	株式報酬B
(1)支給時期及び支給株式数の算定方法	当社の単年度の実績等に基づいて報酬額を決定し、対象取締役に対し、毎事業年度の業績確定後、決定した報酬額の一部を譲渡制限付株式により支給する。	対象取締役に対し、毎事業年度の期初に、役位に応じた報酬基準額に基づいて譲渡制限付株式を割り当てる。

	株式報酬A	株式報酬B
(2)報酬額及び株式数の上限	株式報酬の額の上限： 年額130,000千円以内 本割当株式の数の上限： 年間90,000株以内	株式報酬の額の上限： 年額65,000千円以内 本割当株式の数の上限： 年間45,000株以内
	但し、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる株式数の総数の調整を必要とする場合には、割り当てる株式数の総数を合理的に調整するものとする。	
(3)譲渡制限期間	対象取締役が本割当株式の交付を受けることとなる日から3年間の譲渡制限を設け、当該期間中、対象取締役は当該株式について譲渡等をしてはならないものとする。	
(4)譲渡制限の解除の原則	原則として、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されるものとする。	原則として、中期経営計画の対象期間の終了後、当該対象期間中に付与した当該株式について、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて、譲渡制限の解除を行う株式数を決定し、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。
(5)退任が生じた場合の例外的取扱い		
①任期満了、死亡その他の正当な理由により退任した場合	譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により退任した場合には、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整したうえで、当該対象取締役に付与された当該株式の全てについて、譲渡制限を解除する。	譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により退任した場合には、(i)当該退任が、当該株式を付与した時点から当該株式のうち譲渡制限の解除を行う株式数を決定する前までの間に生じたときは、その時点における中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて譲渡制限の解除を行う当該株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、(ii)当該退任が、当該株式のうち譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点から譲渡制限期間満了時点までの間において生じたときは、譲渡制限を解除する時期を、それぞれ必要に応じて合理的に調整する。
②正当な理由によらずに退任した場合	譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由なく、当社の取締役を退任した場合には、当社は、当該対象取締役に割り当てられた当該株式の全部を当然に無償で取得する。	

	株式報酬A	株式報酬B
(6)組織再編等の場合における例外的取扱い	譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等に関する事項（以下「組織再編契約等」という。）が当社の株主総会（但し、当該組織再編契約等に関して、当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整したうえで、当該取締役が付与された当該株式の全てについて、譲渡制限を解除する。	譲渡制限期間中に、組織再編契約等が当社の株主総会（但し、当該組織再編契約等に関して、当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、(i)当該承認が、当該株式を付与した時点から当該株式のうち譲渡制限の解除を行う株式数を決定する前までの間においてなされたときは、その時点における中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて譲渡制限の解除を行う当該株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、(ii)当該承認が、当該株式のうち譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点から譲渡制限期間満了時点までの間においてなされたときは、譲渡制限を解除する時期を、それぞれ必要に応じて合理的に調整する。
(7)その他の無償取得事由	当社は、譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点において、譲渡制限が解除されないこととなった当該株式について、当然に無償で取得する。	
(8)株式の無償返還	本割当契約には、重大な会計不正や巨額損失等の一定の事由が発生した場合は、役員毎の責任に応じ支給済みの株式報酬の全部又は一部を無償返還する旨のクローバック条項を設定する。	
(9)その他取締役会で定める内容	その他の内容及び本制度の運用に関する事項については、任意の指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会で定める。	

事業報告 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和により、社会・経済活動の正常化が進み、個人消費や設備投資の持ち直し等により景気は緩やかに回復しました。一方、ロシア・ウクライナ情勢、中東情勢などの地政学的なリスクや円安を背景とした物価の上昇、世界的な金融引締めによる海外景気の下振れリスクなど、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような経営環境の下、当社グループは、経営コンサルティング、M&Aアドバイザリー、再生支援、その他の機能を活かした包括的なサービス提供により、ワンストップで企業の課題解決を図る提案と執行に引き続き注力するとともに、設立2期目となる当社連結子会社フロンティア・キャピタル株式会社において、第三者割当増資により金融機関等から総額3,000,600千円の資金調達を行った後、2件の投資契約を締結し、うち1件に対して投資を実行するなど、事業活動を本格化させております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は10,025,083千円（前連結会計年度比26.6%増）、利益面に関して営業利益は1,251,629千円（同37.8%増）、経常利益は1,238,574千円（同34.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は780,683千円（同40.2%増）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。なお、売上高はセグメント間の売上高を含んでおります。

（コンサルティング・アドバイザリー事業セグメント）

コンサルティング・アドバイザリー事業セグメントの当連結会計年度の業績は、再生支援事業が大幅な増収となったほか、経営コンサルティング事業、M&Aアドバイザリー事業も好調に推移し、売上高は10,003,683千円（前連結会計年度比26.4%増）、営業利益は1,645,950千円（同49.7%増）となりました。

各事業別の経営成績は次のとおりであります。

<経営コンサルティング事業>

経営コンサルティング事業の当連結会計年度の業績は、売上高5,084,124千円（前連結会計年度比16.8%増）となりました。当連結会計年度においては、積極的な採用による人員増加の効果に加え、製造業の企業価値向上に向けた戦略支援やSR/IR関連、DX関連等のコンサルティングサービス等を強化拡充するとともに大企業からの受注拡大等も寄与し、前連結会計年度比で増収となりました。

<M&Aアドバイザー事業>

M&Aアドバイザー事業の当連結会計年度の業績は、売上高3,023,043千円（前連結会計年度比8.2%増）となりました。当連結会計年度においては、クロスボーダーM&A案件を含む複数の大型M&A案件が順調に成立した結果、前連結会計年度比で増収となりました。

<再生支援事業>

再生支援事業の当連結会計年度の業績は、売上高1,648,476千円（前連結会計年度比174.2%増）となりました。当連結会計年度においても再生案件数が増加する中、大型の再生案件の受注・執行等もあり、前連結会計年度比で大幅な増収となりました。

<その他事業>

その他事業の当連結会計年度の業績は、売上高248,038千円（前連結会計年度比49.4%増）となりました。

(投資事業セグメント)

投資事業セグメントの当連結会計年度の業績は、フロンティア・キャピタル株式会社が第三者割当増資による金融機関等からの資金調達を行い、第1号案件への投資を実行するなど、事業活動が本格化してまいりましたが、投資時期が年末にずれ込んだことにより、人件費等の固定費の計上が先行した結果、売上高42,646千円（前連結会計年度比142.3%増）、営業損失394,320千円（前連結会計年度は営業損失191,272千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資（有形固定資産及び無形固定資産（のれん及び顧客関連資産を除く））は、総額で37,202千円であり、その主なものは、当社及び連結子会社である株式会社セレブレインの本社事務所の設備工事、什器備品等であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の売却、除却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関より所要資金として短期借入金500,000千円及び長期借入金1,000,000千円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は2023年7月20日付でAthemama（登記上の商号：AT Conseil）の株式を取得し、持分法適用関連会社といたしました。

(8) 会社が対処すべき課題

当社グループは、クライアントの事業特性に応じた最適なサービスを提供し、企業価値向上の結果実現を支えるグローバルな独立系プロフェッショナルファームを目指しています。

この目指すべき姿を具現化するため、当社第18期（2024年12月期）から第20期（2026年12月期）までを対象期間とする中期経営計画を策定し、以下を重点課題として取り組んでまいります。

① コンサルティング・アドバイザリー事業

クライアント企業が持つ経営資源の価値創出力を強化・育成するソリューションに注力してまいります。

重点戦略は次のとおりです。

イ) 事業ポートフォリオに係る戦略策定・M&A実行・PMIの一気通貫支援

ロ) デジタル化をハンズオンで支援し、顧客の生産性を改善

ハ) 再生案件における計画策定・ハンズオン・投資・CxO派遣といったフルスペック支援機能の完備

ニ) ミッドキャップクロスボーダーM&A・PMIの一気通貫支援により、顧客のグローバル競争力を強化

ホ) 経営戦略に応じて、将来の成長を担う経営チーム組成・経営人材育成を支援

② 投資事業

投資事業の本格化と多様な投資方針を持つ新ファンドの組成を行ってまいります。

重点戦略は次のとおりです。

イ) 結果実現への関与を高める投資事業を強化

ロ) フロンティア・キャピタル株式会社は、地域中核企業への投資を本格化させ、対象会社の飛躍的成長を実現するとともに、連結投資の実行により当社グループの規模拡大にも貢献

ハ) 新規ファンド（リバイタルファンド・ベンチャーファンド等）の立ち上げ

③ 組織強化

積極的な採用による量的拡大と生産性改善ならびにM&Aによる非連続成長を図ってまいります。

イ) 3年で200人増加（単体ベース）。採用手段を多様化し、量的拡大と効率性向上を両立

ロ) ナレッジデータベース高度化、生成AI、業務BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）を通じた業務生産性の大幅改善

ハ) シナジーが期待される企業とのM&A/アライアンス積極実施

(9) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第14期 (2020年12月期)	第15期 (2021年12月期)	第16期 (2022年12月期)	第17期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売上高(千円)		5,192,527	5,741,654	7,915,655	10,025,083
経常利益(千円)		575,633	514,576	921,511	1,238,574
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)		420,515	338,707	556,722	780,683
1株当たり当期純利益(円)		36.89	29.70	48.67	67.51
純資産額(千円)		2,448,598	2,454,066	3,015,956	6,822,364
総資産額(千円)		3,792,731	3,819,274	5,658,644	10,874,682

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第14期 (2020年12月期)	第15期 (2021年12月期)	第16期 (2022年12月期)	第17期 (当事業年度) (2023年12月期)
売上高(千円)		5,188,593	5,732,196	7,546,117	9,557,654
経常利益(千円)		556,817	513,057	1,081,609	1,625,830
当期純利益(千円)		413,157	345,454	754,497	1,191,958
1株当たり当期純利益(円)		36.24	30.29	65.96	103.08
純資産額(千円)		2,414,569	2,429,387	3,136,089	4,348,730
総資産額(千円)		3,759,798	3,800,171	5,646,614	8,166,955

(注) 2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期(2020年12月期)の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	議決権比率 (%)	事業内容
頂拓投資諮詢 (上海) 有限公司	120,000	100.00	経営コンサルティング事業 M&Aアドバイザー事業
株式会社セレブレイン	64,500	60.36	経営コンサルティング事業 その他事業
フロンティア・キャピタル 株式会社	2,000,300	91.00	経営人材の派遣を伴う投資事業

(11) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループの事業は、「コンサルティング・アドバイザー事業」と「投資事業」の2つのセグメントで構成されております。

各セグメントの主たる事業の内容は以下のとおりです。

事業区分	事業内容
コンサルティング・アドバイザー事業	経営コンサルティング事業 M&Aアドバイザー事業 再生支援事業
投資事業	経営人材の派遣を伴う投資事業

(12) 主要な営業所等 (2023年12月31日現在)

・当社

本社	東京都港区六本木三丁目2番1号
大阪支店	大阪府大阪市中央区今橋三丁目3番13号
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目45番14号
福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目5番19号
シンガポール支店	シンガポール共和国
ニューヨーク支店	アメリカ合衆国

・子会社

頂拓投資諮詢（上海）有限公司	中華人民共和國
株式会社セレブレイン	東京都港区赤坂三丁目4番4号
フロンティア・キャピタル株式会社	東京都港区六本木三丁目2番1号

(13) 使用人の状況（2023年12月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末 比 増 減
コンサルティング・アドバイザー事業	356名	32名（増）
投資事業	13名	2名（増）
合計	369名	34名（増）

- (注) 1. 使用人数は就業人数（当社グループからグループ外への出向者を除く。）であり、使用人数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。
2. コンサルティング・アドバイザー事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて32名増加したのは、積極的な人材採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
328名	24名（増）	37.5歳	3.1年

- (注) 使用人数は就業人数（当社から社外への出向者を除く。）であり、使用人数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。

(14) 主要な借入先（2023年12月31日現在）

借入先	借入金額（百万円）
株式会社 三井住友銀行	1,588

(15) 上記記載事項以外の企業集団の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 45,648,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,718,554株（自己株式7,903株を除く）
 (3) 株主数 3,736名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数（株）	持株割合（%）
大西正一郎	2,179,458	18.60
松岡真宏	2,179,458	18.60
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	878,200	7.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	657,300	5.61
矢島政也	614,880	5.25
山口貴弘	503,200	4.29
村田朋博	258,500	2.21
A N T E M A	223,900	1.91
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	216,630	1.85
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	153,800	1.31

(注) 持株割合は自己株式（7,903株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	19,999	4

(6) その他株式に関する重要な事項

① ストック・オプション

ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は14,080株増加しております。

② 譲渡制限付株式

取締役（社外取締役を除く。）4名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2023年3月24日開催の取締役会において新株の発行を決議し、2023年4月14日付で19,999株の新株の発行を行っております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
大 西 正 一 郎	代 表 取 締 役	共同社長執行役員 指名・報酬諮問委員会委員 リスク管理委員会委員長 フロンティア・キャピタル(株)代表取締役社長 CEO兼COO FCDパートナーズ(株)代表取締役 東京電力ホールディングス(株)社外取締役
松 岡 真 宏	代 表 取 締 役	共同社長執行役員 指名・報酬諮問委員会委員 リスク管理委員会委員 サステナビリティ推進委員会委員長 フロンティア・キャピタル(株)代表取締役 (株)セレブレイン取締役 頂拓投資諮詢(上海)有限公司董事長 FCDパートナーズ(株)代表取締役 俺の(株)代表取締役会長 RIZAPグループ(株)社外取締役
小 森 忠 明	取 締 役	副社長執行役員 M&Aアドバイザー部門長 事業法人営業部長
西 原 政 雄	取 締 役	
大 杉 和 人	取 締 役	指名・報酬諮問委員会委員長 NISHA(株)社外取締役 (株)群馬銀行社外取締役
鵜 瀬 恵 子	取 締 役	指名・報酬諮問委員会委員 三愛オブリ(株)社外取締役 (株)オオバ社外取締役 公安審査委員会委員 東京都公立大学法人監事
梅 本 武	常 勤 監 査 役	
下 河 邊 和 彦	監 査 役	指名・報酬諮問委員会委員 (株)経営共創基盤社外監査役
野 田 弘 子	監 査 役	プロビティコンサルティング(株)代表取締役 亜細亜大学大学院アジア国際経営戦略研究科非常勤講師 三井海洋開発(株)社外取締役 岡部(株)社外取締役(監査等委員) ピジョン(株)補欠監査役 エステー(株)社外取締役 蝶理(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役大杉和人氏及び鵜瀬恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役梅本武氏、下河邊和彦氏及び野田弘子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役大杉和人氏、鵜瀬恵子氏並びに監査役梅本武氏、下河邊和彦氏及び野田弘子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役梅本武氏は、長年にわたり監査業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役野田弘子氏は、会社経営者及び公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2023年12月31日付で、監査役服部暢達氏は辞任により退任し、同日付で2023年3月24日開催の当社第16回定時株主総会において補欠監査役に選任された野田弘子氏が監査役に就任いたしました。

なお、当事業年度中に退任した監査役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
服部暢達	2023年12月31日	辞任	監査役／指名・報酬諮問委員会委員 (株)ファーストリテイリング社外取締役 (株)博報堂DYホールディングス社外取締役 早稲田大学大学院経営管理研究科客員教授 慶應義塾大学大学院経営管理研究科客員教授

なお、服部暢達氏は米系大手投資銀行での業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりました。

6. 取締役松岡真宏は2024年2月14日付で代表取締役の地位を辞任し、同年3月27日開催の当社第17回定時株主総会の終結の時をもって任期の満了により取締役を退任いたします。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	単年度業績連動型報酬		中長期業績 連動型報酬	
			現金賞与	株式報酬A	株式報酬B	
取締役 (うち社外役員)	253,621 (17,600)	195,000 (17,600)	38,000 (-)	19,000 (-)	1,621 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外役員)	30,450 (30,450)	30,450 (30,450)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	284,071 (48,050)	225,450 (48,050)	38,000 (-)	19,000 (-)	1,621 (-)	10 (6)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記には2023年12月31日をもって辞任した監査役1名を含んでおります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（社外取締役を含みます。）の金銭報酬は、2022年3月24日開催の定時株主総会において、年額400,000千円（うち社外取締役分25,000千円。ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含みません。）以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）であります。

また、当社の社外取締役を除く取締役に対する株式報酬は、2021年3月25日開催の定時株主総会において、当該金銭報酬とは別枠として、(i) 単年度の連結業績と連動する株式報酬Aとして発行又は処分される当社の普通株式の総額は、年額100,000千円以内、その総数は、年間40,000株以内、(ii) 中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に連動する株式報酬Bとして発行又は処分される当社の普通株式の総額は、年額50,000千円以内、その総数は、年間20,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名であります。

監査役の報酬総額は株主総会決議（2018年8月14日臨時株主総会）により、年額50,000千円以内とすると定められております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ) 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の決定方法等

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、任意の指名・報酬諮問委員会の審議、その答申を踏まえ、2021年2月9日開催の取締役会において決議いたしました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の指名・報酬諮問委員会の審議、その答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会で決定していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ) 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容

・基本方針

企業理念を実践し、短期的な業績目標の達成、中長期的な業績目標の達成、持続的な企業価値の向上に資する優秀な人材を取締役として登用できる報酬といたします。

ステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系といたします。

・報酬構成

取締役（社外取締役を除きます。）の報酬は、上記基本方針に掲げられた要素のバランスを取りながら、固定報酬である基本報酬と、業績に応じて変動する単年度業績連動型報酬及び中長期業績連動型報酬で構成いたします。

社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成いたします。

取締役（社外取締役を除きます。）の各業績連動型報酬の基本報酬に対する報酬構成比率は、役員区分に応じて決定いたします。

・基本報酬

取締役に対して、固定報酬である基本報酬を月次で支給いたします。

基本報酬額は、取締役（社外取締役を除きます。）については、担当する職務内容、責任範囲、在勤年数、短期・中長期業績への貢献度、企業価値の向上への貢献度等を加味し、同業他社水準を考慮し決定いたします。社外取締役については、職責及び他社水準を考慮し決定いたします。

・ 単年度業績連動型報酬

単年度業績連動型報酬（現金賞与及び株式報酬A）は、単年度の連結業績と連動するものであり、当社の単年度の実績等に基づいて報酬額を決定し、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、毎事業年度の業績確定後、決定した報酬額を現金賞与及び譲渡制限付株式（株式報酬A）により支給いたします。

単年度業績連動型報酬（対象取締役全員の総額）の上限は、目標営業利益超過額の1/3、又は、各代表取締役の基本報酬18か月分及び各対象取締役（代表取締役を除く。）の基本報酬9か月分の合計額のいずれか小さい額といたします。

各対象取締役の単年度業績連動型報酬の支給額は、目標営業利益超過額との関係での業績貢献度及び対象取締役の報酬限度額等を踏まえ決定いたします。

各対象取締役の単年度業績連動型報酬の構成比率は、現金賞与が2/3、株式報酬Aが1/3といたします。

当該業績指標を選定した理由は、営業利益は、本業による利益をあらわすものであり、成果をより直接的に反映する評価指標であるためであります。

当連結会計年度における単年度業績連動型報酬に係る指標の目標値及び実績値は以下のとおりであります。

	目標	実績
連結営業利益	1,200百万円	1,251百万円

・ 中長期業績連動型報酬

中長期業績連動型報酬（株式報酬B）は、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に連動するものであり、対象取締役に対して、毎事業年度の期初に役位に応じた報酬基準額に基づいて譲渡制限付株式（株式報酬B）を支給いたします。

原則として、中期経営計画の対象期間の終了後、当該対象期間中に付与した当該株式について、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて譲渡制限の解除を行う株式数を決定いたします。

なお、2021年から2023年までの間の中期経営計画に係る業績指標としては、連結売上高、連結営業利益率、連結ROE、ESG・SDGsの達成度を挙げております。

当該業績指標を選定した理由は、当該報酬が中期経営計画の業績連動報酬であることから、中期経営計画に定める経営目標と紐付けた上で、中長期的な企業価値向上により一層資する報酬制度とするという当該報酬の目的に照らし、成長性、収益性を重視しながら当社の業績を多角的に取締役の報酬に反映させるために、これらの業績指標を総合的に考慮することが適切であると考えたためであります。

中長期業績連動型報酬に係る指標の目標値は以下のとおりであります。

	目標	評価割合
連結売上高	8,700百万円	30%
連結営業利益率	20%	30%
連結ROE	20%以上	30%
ESG・SDGs	中期経営計画記載項目等	10%

中長期業績連動型報酬に係る指標の実績値は以下のとおりであります。

	実績値	達成率
連結売上高	10,025百万円	115.2%
連結営業利益率	12.5%	62.4%
連結ROE	23.6%	117.8%
ESG・SDGs	—	50.0%

・報酬ガバナンス

取締役報酬（基本報酬、単年度業績連動型報酬、中長期業績連動型報酬）は、任意の指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定いたします。

重大な会計不正や巨額損失等の一定の事由が発生した場合は、役員毎の責任に応じ支給済みの株式報酬A及び株式報酬Bの全部又は一部を無償返還する旨のクローバック条項を設定いたします。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役大杉和人氏は、N I S S H A 株式会社及び株式会社群馬銀行社外取締役を兼務しておりますが、当社とこれらの会社との間には特別な関係はありません。

取締役鵜瀬恵子氏は、三愛オブリ株式会社社外取締役、株式会社オオバ社外取締役、公安審査委員会委員及び東京都公立大学法人監事を兼務しておりますが、当社とこれらの会社等との間には特別な関係はありません。

監査役下河邊和彦氏は、株式会社経営共創基盤社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

監査役野田弘子氏は、プロビティコンサルティング(株)代表取締役、亜細亜大学大学院アジア国際経営戦略研究科非常勤講師、三井海洋開発(株)社外取締役、岡部(株)社外取締役（監査等委員）、ピジョン(株)補欠監査役、エステー(株)社外取締役及び蝶理(株)社外取締役を兼務しておりますが、当社とこれらの会社等との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	大杉 和人	14回/14回	—	日本銀行及び株式会社産業再生機構の要職を歴任した中で培われた経済、金融及び事業再生の深い識見を活かして、取締役会において積極的に多岐にわたる発言を行っており、客観的・専門的な視点から、当社の経営及び各部署への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、役員選任方針の審議や取締役の報酬等の内容の決定方針の審議等を牽引いたしました。

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	鵜瀬 恵子	14回/14回	—	公正取引委員会の要職を歴任した中で培われた経済法・競争政策及び企業コンプライアンスの深い識見を活かして、取締役会において積極的に多岐にわたる発言を行っており、客観的・専門的な視点から、当社の経営及び各部署への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、リスクマネジメントやサステナビリティにおける当社及び取締役会のあるべき方向性の審議を牽引いたしました。
常勤監査役	梅本 武	14回/14回	15回/15回	監査業務の経験を活かして監査役会を牽引するとともに、取締役会及び監査役会において主として財務・会計の見地から必要な発言を適宜行い、中立的・客観的な観点から監査を行っております。また、必要に応じ、審議において業務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	下河邊 和彦	14回/14回	15回/15回	弁護士として数多くの企業再生事案を手掛けられた経験を活かし、取締役会及び監査役会において必要な発言を適宜行い、中立的・客観的な観点から監査を行っています。また、必要に応じ、審議において業務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	服部 暢達	13回/14回	14回/15回	米系大手投資銀行での経験及び大学教授として経営分野における知見を活かし、取締役会及び監査役会において必要な発言を適宜行い、中立的・客観的な観点から監査を行っています。また、必要に応じ、審議において業務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- (注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。
2. 監査役野田弘子氏は2023年12月31日就任のため、上表から除いております。

④ **責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑤ **役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当社の取締役及び監査役の全員が、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,159,931	流 動 負 債	2,569,015
現金及び預金	5,838,745	買掛金	111,549
受取手形、売掛金及び契約資産	1,494,319	1年内返済予定の長期借入金	237,313
営業投資有価証券	516,904	未払金	183,039
その他	325,208	未払法人税等	421,277
貸倒引当金	△15,247	賞与引当金	994,085
固 定 資 産	2,709,108	役員賞与引当金	43,555
有 形 固 定 資 産	282,287	株主優待引当金	25,849
建物	252,933	その他	552,345
工具器具及び備品	29,353	固 定 負 債	1,483,303
無 形 固 定 資 産	259,814	長期借入金	1,352,000
ソフトウェア	10,222	資産除去債務	131,303
のれん	235,671	負 債 合 計	4,052,318
顧客関連資産	12,500	純 資 産 の 部	
その他	1,420	株 主 資 本	3,699,747
投資その他の資産	2,167,006	資本金	374,743
投資有価証券	296	資本剰余金	734,019
関係会社株式	1,301,800	利益剰余金	2,599,348
関係会社出資金	1,963	自己株式	△8,363
敷金及び保証金	355,817	その他の包括利益累計額	1,198
繰延税金資産	419,285	為替換算調整勘定	1,198
その他	87,842	株 式 引 受 権	19,000
繰 延 資 産	5,642	新 株 予 約 権	37,130
創立費	5,642	非 支 配 株 主 持 分	3,065,287
資 産 合 計	10,874,682	純 資 産 合 計	6,822,364
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	10,874,682

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		10,025,083
売上原価		4,497,697
売上総利益		5,527,385
販売費及び一般管理費		4,275,756
営業利益		1,251,629
営業外収益		
受取利息	135	
持分法による投資利益	4,053	
受取保険配当金	2,130	
未払配当金除斥益	1,467	
為替差益	1,013	
その他	1,785	10,586
営業外費用		
支払利息	11,403	
株式交付費	11,908	
その他	330	23,642
経常利益		1,238,574
特別利益		
投資有価証券売却益	1,675	1,675
税金等調整前当期純利益		1,240,249
法人税、住民税及び事業税	521,059	
法人税等調整額	△73,091	447,968
当期純利益		792,280
非支配株主に帰属する当期純利益		11,597
親会社株主に帰属する当期純利益		780,683

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,395,133	流 動 負 債	2,342,271
現金及び預金	2,749,769	買掛金	95,347
受取手形、売掛金及び契約資産	1,431,469	1年内返済予定の長期借入金	236,000
営業投資有価証券	23,713	未払金	141,139
前払費用	153,128	未払費用	170,204
立替金	33,627	契約負債	27,648
その他	18,218	預り金	66,075
貸倒引当金	△14,793	未払法人税等	389,650
		未払消費税等	207,834
固 定 資 産	3,771,822	賞与引当金	943,550
有 形 固 定 資 産	259,259	役員賞与引当金	38,000
建物	233,454	株主優待引当金	25,849
工具器具及び備品	25,804	その他の	970
無 形 固 定 資 産	10,171	固 定 負 債	1,475,953
ソフトウェア	10,069	長期借入金	1,352,000
その他	102	資産除去債務	123,953
投資その他の資産	3,502,391	負 債 合 計	3,818,224
関係会社株式	2,633,106	純 資 産 の 部	
関係会社出資金	2,500	株 主 資 本	4,292,599
関係会社長期貸付金	15,000	資 本 金	374,743
長期未収入金	20,601	資 本 剰 余 金	733,119
敷金及び保証金	330,744	資 本 準 備 金	374,743
繰延税金資産	416,651	その他資本剰余金	358,375
その他投資等	87,842	利 益 剰 余 金	3,193,100
貸倒引当金	△4,055	その他利益剰余金	3,193,100
		繰越利益剰余金	3,193,100
資 産 合 計	8,166,955	自 己 株 式	△8,363
		株 式 引 受 権	19,000
		新 株 予 約 権	37,130
		純 資 産 合 計	4,348,730
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,166,955

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		9,557,654
売上原価		4,205,485
売上総利益		5,352,168
販売費及び一般管理費		3,722,946
営業利益		1,629,221
営業外収益		
受取利息	116	
受取保険配当金	2,130	
受取事務手数料	5,747	
未払配当金除斥益	1,467	
その他	529	9,991
営業外費用		
支払利息	11,358	
株式交付費	1,406	
その他	617	13,382
経常利益		1,625,830
特別利益		
投資有価証券売却益	1,675	1,675
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入	1,307	1,307
税引前当期純利益		1,626,198
法人税、住民税及び事業税	503,322	
法人税等調整額	△69,082	434,239
当期純利益		1,191,958

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

フロンティア・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山正樹
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤慶典

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フロンティア・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フロンティア・マネジメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

フロンティア・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉山正樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤慶典

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フロンティア・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

フロンティア・マネジメント株式会社 監査役会

常勤監査役 梅本 武 ㊟

監査役 下河邊 和彦 ㊟

監査役 野田 弘子 ㊟

(注) 監査役 梅本武、監査役 下河邊和彦、監査役 野田弘子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター TEL 03-5545-1722

交通

「六本木一丁目駅」西改札直結（南北線）
「六本木駅」5番出口より徒歩6分（日比谷線・大江戸線）



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。